

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例」に対する意見）

総務課

1 概 要

平成27年第7回沖縄県議会に知事が提出を予定している議案「沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例」に係る、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取に対する回答について、教育委員会会議を開催する時間的余裕がなかったことから、平成27年9月10日に「沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則」第7条第1項に基づき、教育長による臨時代理により回答した。

2 「沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例」案の概要

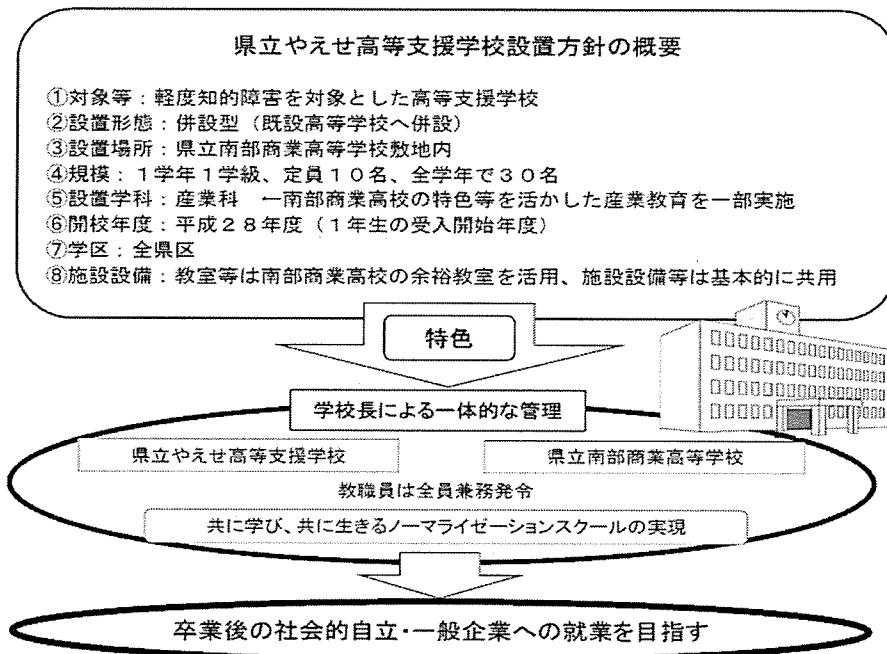
「沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例」案は、沖縄県立やえせ高等支援学校の設置について定める議案

【改正案の内容】

沖縄県立高等学校等の設置に関する条例（昭和47年沖縄県条例第22号）別表第2（特別支援学校）（第2条関係）に、名称「沖縄県立やえせ高等支援学校」、位置「八重瀬町字友寄850番地」を加える。

※施行日 平成27年11月1日

【参考】



3 臨時代理した意見の内容

議案「沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例」は、沖縄県立やえせ高等支援学校を設置するものであることから、異議がない旨を回答した。